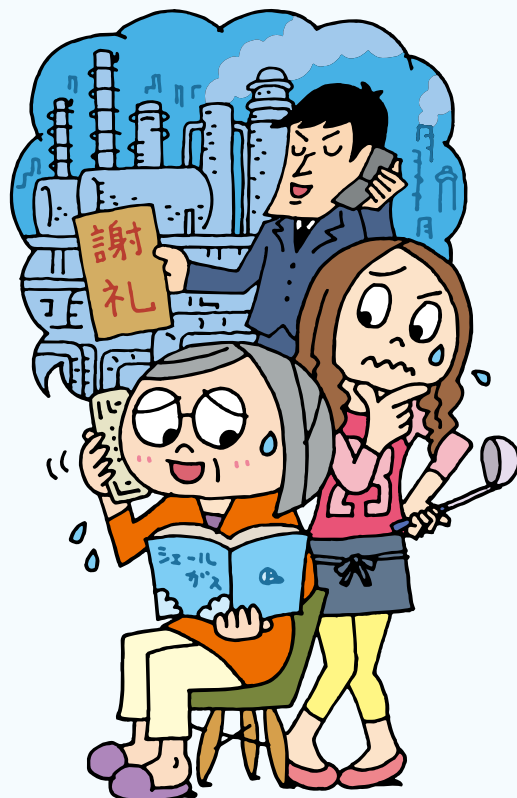


見守り 新鮮情報

第164号

母宛てにA社から、**シェールガス**の採掘業者の**施設運用権**に関する**案内書**が届いた。その後Bという**別の会社**から電話があり、「**運用権を**
買いたいが案内書が届いた人しか買えないの
で**名義を貸して**

ほしい。後日**謝礼**をする」と言われ、母は「謝礼がもらえるなら」と了承した。しかし、後になってB社から「当社が半額負担するので**500万円**を**宅配便**でA社に送ってほしい」と言われ、**送金**したという。その後も数回、**名義変更手数料**等の名目で請求され、**支払って**
いた。詐欺だと指摘したが、母は謝礼の話信じている。返金してほしい。
(当事者：60歳代 女性)



「話題の新事業」のもうけ話？ 買え買え詐欺に注意！

ひとこと助言

きっぱり
断って！



見守るくん

- シェールガス、メタンハイドレートなどの新たなエネルギー事業のもうけ話を持ちかけられる「買え買え詐欺」の相談が寄せられています。
- 「高値で買い取る」「謝礼をする」などと言ってきますが、これまで消費者が利益を得られたケースは一件も確認されていません。
- 買え買え詐欺業者はニュース等で取り上げられた事業を悪用します。「聞いたことがある」などという理由だけで業者の話をうのみにしないでください。
- 案内書等が送られてきた後に、別の業者から「名義を貸してほしい」などと電話があっても、「興味ありません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。